

山陽小野田市水道局水道施設工事等競争入札参加者等級区分の基準

平成 17 年 3 月 22 日
山陽小野田市水道局内規第 6 号

(目的)

第 1 条 水道施設工事及び工業用水道施設工事における水道管布設工事（以下「水道施設工事等」という。）に係る一般競争入札、公募型指名競争入札及び指名競争入札（以下「指名競争入札等」という。）参加資格の審査に関する等級の区分は、この基準の定めるところによるものとする。

(総合点数の算出基準)

第 2 条 指名競争入札等における等級区分の算出基準は、経営事項審査の結果に係る総合評定値（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 27 条の 29 第 1 項に規定する水道施設における総合評点値を言う。以下「客観点数」という。）に、次の算式により算出した主観的審査事項の点数（小数点以下第 1 位を四捨五入。以下「主観点数」という。）を加えて得た総合点数をもって算出する。この場合において、当該算式中におけるその他の項目に係る評点については、別表に掲げる方法により求めるものとする。

$$\text{主観点数} = \text{客観点数} \times \left(\frac{\text{工事成績評点}}{200} + \frac{\text{指名停止状況評点}}{50} \right) + \text{その他の項目に係る評点の合計}$$

ただし、市外に主たる営業所を有する建設業者については、総合評価点数を総合点数とする。

(等級区分の決定)

第 3 条 等級区分は、山陽小野田市水道局建設工事等競争入札参加者の資格審査等要綱（内規第 44 号）第 4 条の規定により提出された入札参加資格審査申請日の属する年度の末日（以下「審査基準日」という。）時点の総合点数により算出するものとする。

2 審査基準日において算出した総合点数及び等級別条件については次のとおりとする。

等級	総合点数	等級別条件
A	950 点以上	① 水道施設工事の許可及び経営事項審査及び総合評定値の通知を受けていること。 ② 審査基準日における経営審の水道施設工事の完成高と、管工事の完成高に当該請負業者が水道局か

		ら受注した水道施設工事の完成高の2ヵ年の平均額を加えた額を2で除して得た額との合計が、1千万円以上であること。
B	750点以上	① 水道施設工事の建設業の許可及び経営事項審査及び総合評定値の通知を受けていること。 ② 審査基準日における経営審の水道施設工事の完成高と、管工事の完成高に当該請負業者が水道局から受注した水道施設工事の完成高の2ヵ年の平均額を加えた額を2で除して得た額との合計が、3百万円以上であること。
C	750点未満	① 水道施設工事の建設業の許可及び経営事項審査及び総合評定値の通知を受けていること。 ② 新規業者等

(等級区分の変更及び見直し)

第4条 等級区分の変更については、前回の等級の直近上位及び下位それぞれ1等級の範囲内とする。

2 等級区分の見直しは審査基準日の属する次の年度とし、中間年における区分の見直しは行わない。

(新規業者の等級区分)

第5条 新規業者については、一律最下位格付とし、最低2年間最下位等級とする。
(有効期間)

第7条 決定された等級区分の有効期間は、等級区分が決定された日から次の等級区分が決定されるまでの間とする。

附 則

この基準は、平成17年3月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年6月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年5月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年5月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年12月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年7月12日から施行し、令和7年度の入札参加資格審査から適用する。

別表（第2条関係）

① 工事成績

審査基準日の属する年度を含め、直前の4年度における当該業者の施工した水道施設工事等について、山陽小野田市水道局工事成績評点検査要綱（内規第34号）による完成検査の平均成績評定点（小数点以下第1位を四捨五入したもの。）を採用し、次の表に示すとおり、平均成績評定点を55点から80点（54点以下は55点、81点以上は80点とする。）までに区分し、それぞれの平均成績評定点に対応する工事成績評点を付与する。

この場合において、水道施設工事等の実績がない業者（請負金額が1,300,000円を超えない工事を含む。）については、平均成績評定点を55点とする。

平均成績評定点	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67
工事成績評点	0	2	4	6	8	10	11	12	13	14	15	16	17

平均成績評定点	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80
工事成績評点	18	19	21	23	25	27	29	32	35	38	41	44	50

② 指名停止状況

審査基準日の属する年度及びその前年度の2年間において、山陽小野田市水道局水道工事等入札参加資格者に係る指名停止等措置要領（内規第13号）により指名停止を受けた業者については、1件につき次の表に示す、指名停止期間に対応する指名停止状況評点を付与する。

指名停止期間	2ヶ月未満	2ヶ月以上4ヶ月未満	4ヶ月以上6ヶ月未満	6ヶ月以上
指名停止状況評点	-2	-3	-4	-5

③ その他の項目

ア 建設業従事職員数評点

審査基準日の直近の経営事項審査における建設業従事職員数に対し、次の表に示す評点を付与する。

人数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
評点	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	12	14	16	18	20	22	24	26	28	30	32	34	36	38	40

人数	26~30	31~35	36~40	41~45	46~
評点	45	50	55	60	70

イ 水道施設工事技術職員評点

(1) 審査基準日における「建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目

及び基準を定める件」(平成20年国土交通省告示第85号)第一の三の1に規定する技術職員(建設業法第15条第2号イに該当する者)の人数に対し、以下の算定式による評点を付与する。

【技術職員評点=1級技術者数×2】〈上限90〉

(2) 審査基準日における配水用ポリエチレンパイプシステム協会の水道配水用ポリエチレン管・継手施工技術講習会の受講登録者数

【技術職員評点=受講登録者数×10】〈上限50〉

(3) 審査基準日における公益社団法人日本水道協会の配水管工技能講習会を受講し、耐震継手の受講登録者数。

【技術職員評点=受講登録者数×10】〈上限50〉

(4) 審査基準日における公益社団法人日本水道協会の配水管工技能講習会大口径を受講し、大口径の受講登録者数。

【技術職員評点=受講登録者数×10】〈上限50〉

(5) 審査基準日における給水装置工事主任技術者数。

【技術職員評点=資格者数×5】〈上限50〉

ウ 指定修繕業者経験年数評点

(1) 審査基準日において山陽小野田市水道事業指定修繕業者の指定を受けている業者が、これまで指定修繕業者として水道事業に対して寄与した年数。

【寄与評点=指定修繕業者経験年数×2】〈上限20〉

エ 次表の各項目に該当する業者について、それぞれの評点を付与する。

建設工事の種類	管工事における建設業許可を取得している者	+10
建設工事施工における品質管理及び品質保証のためのシステム	ISO9001の認証を取得している者	+20 (申請業種のうち認証取得に係る業種に対し、認証取得の件数に関係なく一律に付与)
環境マネジメントシステム	ISO14001の認証を取得している者	+20 (申請業種のうち認証取得に係る業種に対し、認証取得の件数に関係なく一律に付与)
企業合併の有無	審査基準日の属する年度及びその前年度の2年間に企業合併を行った者(建設業の許可を有する者同士の合併に限る。)	+客観点数の10% ※小数点以下第1位を四捨五入 (申請業種全てに対し、一律に付与)